

◎新潟県教育委員会告示第5号

県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定（平成5年新潟県教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月27日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）に対応する同表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）が存在する場合には当該移動別表を当該移動後別表とし、移動別表に対応する移動後別表が存在しない場合には当該移動別表を削る。

改正後	改正前
<u>別表第1</u> 県立高等学校 (略)	<u>別表第1</u> 県立中学校 (略)
<u>別表第2</u> 県立中等教育学校 (略)	<u>別表第2</u> 県立高等学校 (略)
<u>別表第3</u> 県立特別支援学校 (略)	<u>別表第3</u> 県立中等教育学校 (略)
<u>別表第4</u> 県立幼稚園 (略)	<u>別表第4</u> 県立特別支援学校 (略)
	<u>別表第5</u> 県立幼稚園 (略)